

雇用支援施策の適用範囲のご案内

～障害の種類及び障害者手帳等の有無別にみた主な雇用支援施策の適用～

※ ○の項目についても、例えば各種助成金の支給等、活用のために詳細な要件が定められている場合がございますのでご注意ください。

事項	障害者手帳等を持つ方			障害者手帳等を持たない方		
	身体障害者※1	知的障害者※2	精神障害者※3	精神障害者	発達障害者	難病患者
障害者雇用促進法に基づく雇用率制度の適用						
実雇用率へのカウント	○	○	○	×	×	×
公共職業安定所						
職業指導・職業紹介	○	○	○	○	○	○
就職後の助言及び指導	○	○	○	○	○	○
事業主に対する助言及び指導	○	○	○	○	○	○
事業主からの解雇届の提出	○	○	○	○※4	×	×
職場適応訓練	○	○	○	○	×	×
チーム支援	○	○	○	○	○	○
トライアル雇用	○	○	○	○	○	○
特定求職者雇用開発助成金	○	○	○	○	×	×
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	×	×	×	×	○	○
障害者職業センター						
職業指導、職業評価	○	○	○	○	○	○
職業準備支援	○	○	○	○	○	○
ジョブコーチ(職場適応援助者)による援助等	○	○	○	○	○	○
精神障害者総合雇用支援	×	×	○	○	×	×
事業主に対する雇用管理に関する助言	○	○	○	○	○	○
障害者就業・生活支援センター	○	○	○	○	○	○
障害者職業能力開発校等(公共職業訓練)						
国立職業リハビリテーションセンター	○	○	○	○	○	○
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	○	○	○	○	○	○
その他の障害者職業能力開発校	各施設により応募要件が異なります → http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/career-syougaisya/shokunoukou.html					
障害者雇用納付金制度に基づく措置						
障害者雇用調整金	○	○	○	×	×	×
報奨金	○	○	○	×	×	×
助成金	各助成金により支給要件が異なります → http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/					×

※1 身体障害者障害程度等級表の障害等級が1級から6級までに掲げる身体障害のある者及び7級に掲げる障害が2以上重複している方

※2 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターの判定により障害者手帳を所持する方、もしくは精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害があると判定された方

※3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※4 職場適応訓練修了者に限る